

広島県告示第四百四十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定によつて、平成十七年広島県告示第三百六十七号（臨港地区内における分区の指定）で指定した備後圏都市計画福山港臨港地区内における分区の一部を次のように変更する。

なお、関係図書を広島県土木局港湾振興課及び広島県東部建設事務所港湾課において縦覧に供する。

平成二十六年三月六日

福山港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 変更前

漁港区	分区の種類	区	域	面 (ヘクタール)	積
		福山市田尻町、 同市鞆町後地及び同市同町鞆のそれ ぞれの一部			一・五

二 変更後

漁港区	分区の種類	区	域	面 (ヘクタール)	積
		福山市田尻町、 同市鞆町後地及び同市同町鞆のそれ ぞれの一部			一・七